

神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部功労金細則

(目的)

第1条 神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部規則（以下「支部規則」という。）第21条第1項第一号ないし第四号の規定により会員の支部活動への参加の励行し、もって当支部の繁栄進歩の一助とすることを目的としてこの細則を定める。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、支部規則第21条第1項第一号ないし第四号所定の条件により、会員またはその遺族に給付を行う。

(財源)

第3条 前条の給付の財源は、神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部一般会計とする。

(給付の額)

第4条 第2条の給付の額は、次の各号のとおりとする。

- 一 支部規則第21条第1項第一号の給付 1万円
- 二 支部規則第21条第1項第二号の給付 1万円
- 三 支部規則第21条第1項第三号の給付 1万円
- 四 支部規則第21条第1項第四号の給付 1万円

2 前項各号所定の給付は、各号につき1回を限度とする。

3 本条第1項各号所定の給付に該当する事由が複数ある場合、同時に給付することができる。その場合の給付の額は加算する。

(記録)

第5条 支部長は、幹事に命じ、次の各号の記録を整えておかなければならない。

- 一 役員の役職および在職期間
- 二 支部事業、役員会および総会への参加者
- 三 会員の入会日、変更日および退会日
- 四 第2条の給付の受給者、給付の額、給付の年月日および給付の理由

(推薦)

第6条 会員が、支部規則第21条第1項第一号または第二号の推薦をする場合、次の各号の書類を支部長に対して提出しなければならない。

- 一 支部規則第21条第1項第一号の推薦 別紙の推薦書および別紙の推薦人名簿
- 二 支部規則第21条第1項第二号の推薦 別紙の推薦書および別紙の推薦人名簿

2 支部長は、前項の推薦を受けたときは、前条の幹事に対して、次の各号の書類を提出させなければならない。

- 一 前項第一号の推薦を受けたとき 被推薦人の過去5年間の支部事業への参加記録
- 二 前項第二号の推薦を受けたとき 前号の書類および被推薦人の過去10年間の役員会への参加記録